

京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

平成19年2月8日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第69条及び第70条第1項の規定に基づき、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員(以下「議員」という。)その他非常勤の職員の公務上の災害(法第1条に規定する災害をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議員、広域連合長、副広域連合長(常勤である者を除く。)、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、附属機関の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者以外のものをいう。

(実施機関)

第3条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関(以下「実施機関」という。)は、この条例で定める補償を実施する。

- (1) 議員 議長
- (2) 委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 広域連合長
- (3) その他の職員 任命権者

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、京都府後期高齢者医療広域連合公

務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（認定委員会）

第4条 京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に認定委員会を置く。

2 認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（補償基礎額）

第5条 次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額を補償基礎額とする。

(1) 報酬が月額で定められている者 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日の属する月においてその者について定められていた報酬月額を30で除して得た額

(2) 報酬が日額で定められている者 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日においてその者について定められていた報酬日額

(3) 前2号に掲げる者以外の者又は前2号の方法によって計算した補償基礎額が著しく均衡を欠くと認められる者 実施機関が広域連合長と協議して定める額

（補償の種類、範囲、金額、支給方法等）

第6条 補償の種類、範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項については、法第2条第1項に規定する職員の例による。

2 前項の場合においては、前条に規定する補償基礎額を法第2条第4項に規定する平均給与額とみなして適用するものとする。

（審査会）

第7条 広域連合に京都府後期高齢者医療広域連合公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、審査会に対し、審査を申し立てることができる。

3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月7日条例第8号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。